第3章　視点場設定の進め方

3．1　視点場設定の考え方

3．1．1　視点場設定の基本的視点と決定事項

視点場の設定は、農業農村整備事業における施設整備にあたって、整備される施設を主の視対象（主対象）として、景観配慮検討において妥当な視点場を明確にするものであり、決定される事項は視点場抽出範囲と視点場である。

１．視点場設定の基本的視点

景観形成における視点場の設定では、本来、景観を検討するための視点場を抽出することが目的となるが、本マニュアル第３部で設定する視点場は、農業農村整備事業における施設整備にあたって整備される施設を主対象として、その対象が副対象と相まって見える視点場をどの位置に設定することが景観配慮検討において妥当であるかを明確にするものである。

よって、景観の評価や施設の景観配慮の検討は、「手引き」の景観配慮方針の検討以降において実施されるものである。

また、景観配慮においては、施設整備は本来機能の観点から、配置、規模等が決定していることを前提に視点場を設定するものである。

２．視点場の設定での決定事項

視点場の設定で決定する事項は、**視点場抽出範囲**と**視点場**である。

視点場抽出範囲とは、景観配慮検討を行うための視点場を抽出するにあたって、抽出される範囲を限定するために設けられるものであり、認知範囲（視覚的に認知することの可否）、可視不可視（容易に対象を見ることができる場所の可否）によって決定され、視点場候補地点の絞り込みの観点から、土地利用パターンによる範囲の分類（土地利用状況の同一性の判定による調査の効率化指標）が行われる。

視点場とは、視点場抽出範囲において、地図、文献、現地調査（聞き取り、現地踏査）を通して、景観配慮の検討上、重要な地点を視点場として設定するものであり、本マニュアル第３部では、「チェックシート」を用いて地点の絞り込みを行うとともに、住民参加のワークショップ等を通して、抽出地点の優先度を検討し、最終的な視点場を設定する。

３．１．２ 視点場設定のアプローチ

視点場は、地図、文献、現地調査（聞き取り、現地踏査）といった調査資料、各調査方法における特定の指標、技術者の経験的感性の３つのアプローチによって設定される。また、視点場設定においては、評価対象の季節や時間変動、移動に伴う見えの変化（シークェンス）、評価主体の多様な属性と多様な価値観の存在を考慮することが必要である。

１．視点場設定のアプローチ

視点場は３つのアプローチにより設定される。一つ目は、地図、文献、現地調査（聞き取り、現地踏査）といった設定のための調査資料からのアプローチ（**調査資料によるアプローチ**）、二つ目は、調査によって得られた特定の指標の評価から抽出されるアプローチ（**指標評価によるアプローチ**）、そして三つ目が、これらの調査資料や指標評価を踏まえ、全体を通した留意事項であり、技術者が経験的な感性として持ち合わせて、考慮しながら抽出していくアプローチ（**感性によるアプローチ**）である。

（１）調査資料によるアプローチ

視点場の設定は視覚的に対象が確認される範囲が調査の対象になることから、広い調査範囲、すなわち視点場抽出範囲となる場合が多い。よって、まずは地図から読み取れる内容で、視点抽出査範囲を決定し、次に、地図を通して視点場となる地点をある程度絞り込む。しかし、地図だけでは抽出された視点場地点の状態が十分に判別できないことがあるため、文献、聞き取り、更に現地踏査によって、視点場地点を絞り込む作業を行っていく。このように、**地図→文献→聞き取り→現地踏査**の順に視点場を抽出するアプローチを行う。

（２）指標評価によるアプローチ

景観配慮を検討するための視点場は多様に存在するため、それを全て検討することは不可能である。そこで、地図、文献等によるアプローチを進めていく上で、視点場としての重要度を数値で評価し、重要度の高いものを中心に視点場地点として設定していくアプローチが必要となる。被視頻度、目立ち度、視点場への思い入れ・関わり、視対象を含む景観への思い入れと関わり等、まなざし量について、地図、文献によって重要度から絞り込むともに、聞き取り、踏査によって確認していく。

（３）感性によるアプローチ

視点場の設定においては、項目を抽出したり、数値化したりする機械的な抽出方法だけではうまく視点場を設定できなかったり、重要な視点場を見逃す可能性がある。よって、最終的なアプローチとしては、技術者が感性によって景観を見ることが必要である。感性の技術は記述されることではないが、基本的には次の３つの事項を押さえることが必要である。

２．視点場設定において考慮すべき事項

視点場から捉えられる景観は、評価対象そのものが時間的な変化の一断面であるという側面、評価対象は常に多様な属性を持つ人の価値観によって評価されているという側面、主体の移動に伴い評価対象の見えが変化するシークェンスな構造を捉える側面、多様な価値観の複合によって評価されている側面、の４つの側面を押さえておく必要がある。

（１）移動変化への考慮（2.1.6 参照）

視対象は、主体（人）が移動することによって、その見え方が変化する。これは上述した時間的な変化とも相まって、複雑な様相を示す。見えの変化は、心理的評価に影響することから重要な問題である。よって、視点場設定においては、その地点だけを検討するのではなく、視点場への移動、視点場からの移動に伴う、副対象も含む視対象の変化を考慮する。

（２）季節や時間的変動への考慮（2.1.7 参照）

視点場設定を行うためには、年間を通して視点場を調査し、設定される視点場からの季節毎の対象と対象場の見え方について検討する必要がある。地域の気候や植生の季節的な特性、一日の日照の変化に応じて、重要な要件がある場合は、その季節、時間帯での調査を行うことを考慮する。

（３）多様な属性の評価が伴う側面

視点場設定においては、地域住民の思い入れや記憶を考慮することが必要であるが、対象施設の利用者や関係者だけが、対象の景観を見ているわけではないことから、「地域住民」と言った場合は、子供から高齢者、女性までの多様な属性の意志が反映されることが望ましい。ある一部の住民の思い入れだけではいけない。ただ、全ての住民の思い入れを取り込むことはたいへん困難であることから、地域特性や施設の性格に応じて、対応していくことが必要である。また、対象の規模や性格によっては、外部者の思い入れや記憶を考慮しなければならない場合もある。よって、技術者は、多様な属性から見られ、評価されている視点場であることを十分に理解した上で抽出に当たらなければならない。

（４）多様な価値観によって評価されている側面

視点場設定では、その視点場から見られる頻度や目立ち度が重要な抽出要素となるが、景観の評価は、単に視覚的な価値観によってのみ評価されてはいない。生態系保全の観点から、安心して暮らせる生活、防災や福祉の観点から、教育の観点からの見え方も重要である。視点場を抽出するにあたっては、単に、人の目に触れやすい地点だからとか住民の思い入れが強い景観からだけでなく、様々な価値観から見られる視点場があることを意識して設定していく必要がある。

3．1．3 調査スケールと範囲の考え方

視点場設定の調査スケールは、視対象の認知距離によって制限し、認知距離内を視対象の視角で分解し、視距離に換算し直し、100H～30Hを遠景視点場域、30H～10Hを中景視点場域、10H～0Hを近景視点場域とする（視対象の高さをHとする）。

視点場設定を行う上で、最も重要なことは、視対象の認知の可否である。一般的に人間の眼は、対象物の大きさが視角 0.5°まで認知できるとされている。見え方は、視角が大きくなれば、存在感、圧迫感をもたらし、視角が小さくなれば、背景と一体的になり、認知限界に近づけば、背景とのディティールに仕分けがつかなくなる。

よって、空間スケールを考える場合は、視角（「メルテンスの見込み角」と呼ばれている）によって、視対象の「見えの大きさ」を分解しておくことが必要である。見えの大きさは対象の高さを視距離で除したものである（図 3-5）。

視角ｓ＝２ｔａｎ$^{-1}$（対象の高さ／２×視距離）（度）

視距離は一般的には人間と樹木を標準対象とした絶対的な分割法として、視点から400m程度までを「近景域」、400～2.5ｋｍまでを「中景域」、2.5ｋｍ以上を「遠景域」として設定されている。「手引き」においても空間スケールについてはこの視距離を基準として検討するように解説されているが、視点場を考える上では、対象の大きさによって、見えの大きさは異なることから、対象の規模に対する相対的な視距離を設定し、これを基に検討することとする方が都合がよい。

ここでは、以下の基準とする（視対象の高さをHとする）。

視角が 0.5°～2.0° ；視距離にして 100H～30Hを**遠景視点場域**
視角が 2.0°～6.0° ；視距離にして 30H～10Hを**中景視点場域**
視角が 6.0°～ ；視距離にして 10H～ 0Hを**近景視点場域**

ただし、施設の横縦のどちらか長い方が 10m以下の場合は、認知限界は 50Hとする。

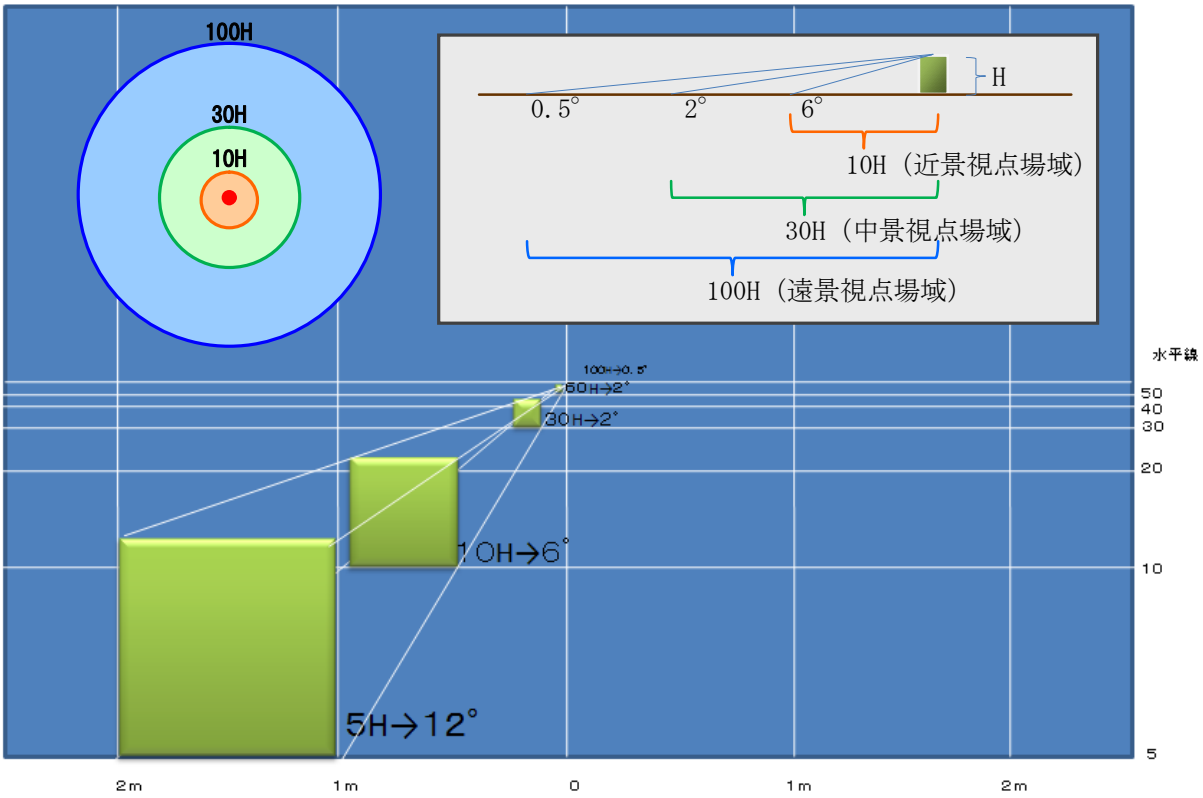

図 3-5 見えの大きさと視距離の関係

3．2　視点場設定の流れ

3．2．1　視点場設定のプロセス

視点場設定においては、地図を用いた調査範囲の設定にはじまり、地図、文献、現地調査（聞き取り、現地踏査）による視点場の抽出過程、現地調査を踏まえた総合的な評価によって絞り込む段階まで３つの段階的プロセスがある。

視点場の設定のプロセスは、図 3-6 に示すフローのとおりである。下から上方向に作業は進む。

基本的な考え方は、設定手順としての「調査レベル」、設定作業としての「視点場抽出（絞り込み）・設定作業」、作業手段としての「情報の所在」及び「技術的課題」から構成される。そして、「調査レベル」の各ステージに対応して、「視点場抽出・設定」の作業内容が決まり、「情報の所在」、「技術的課題」の作業手段が選択されることになる。

調査レベルは３つのステージに分かれる。第１ステージでは地図のみを用いて、認知できるか、可視できるかと、見え方の違いを明らかにするための土地利用パターンから視点場の設定範囲の分類を決定する。第２ステージでは、調査範囲内において、地図、文献、現地調査を通じて、被視頻度、目立ち度、思い入れ、関係性の度合い等のまなざし量の程度から視点場の抽出を行う。そして、第３ステージとして、総合評価によって抽出された視点場の中から、より重要なものを絞り込み、住民ワークショップ等を通じて最終視点場を設定する。

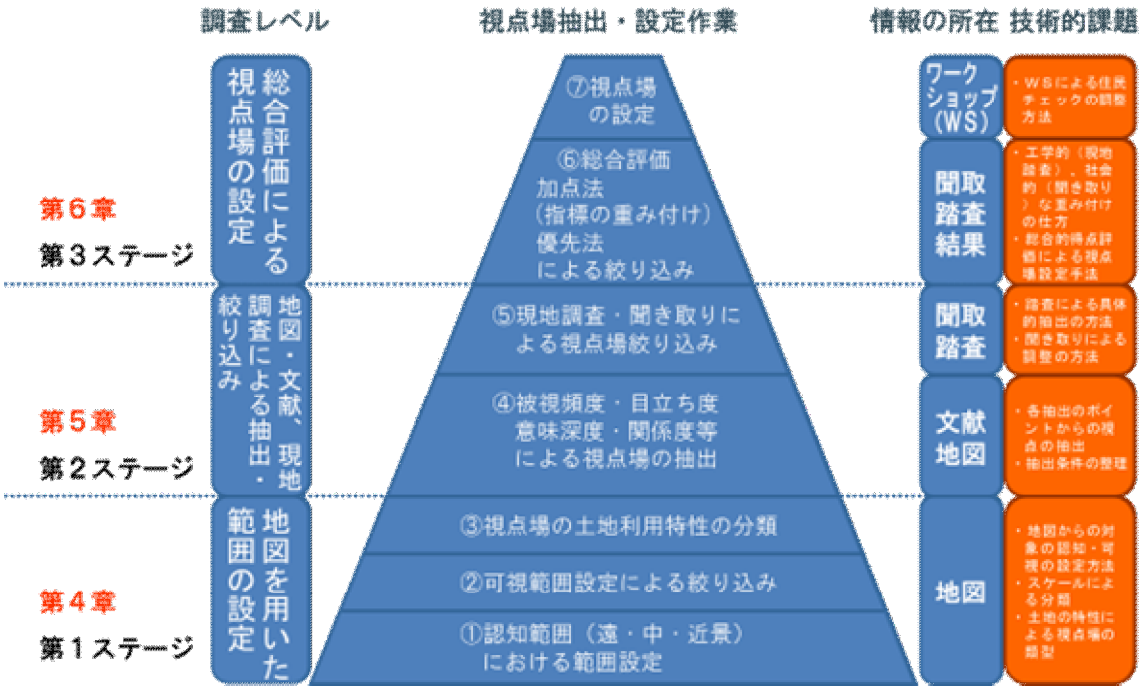

図 3-6 視点場設定のプロセス

3．2．2 視対象の見え方の違いによる視点場設定方法

視対象は点施設の場合と線・面施設の場合によって見え方が異なることから、視点場設定方法は、「点施設の視点場設定方法」「線・面施設の視点場設定方法」「線・面施設の線形・形状からの視点場設定方法」の３つに分けて行う。

視対象は点施設の場合と線・面施設の場合によって見え方が異なる。

例えば、ファームポンドの吐水槽のような施設は、幅と高さが一体的で一つの固まりとなっているため、一点だけの施設として認識されるが、幅や縦方向に対して横方向が極端に長い水路等の施設は線形状としての景観が問題となり、棚田や牧草地等の面を伴う施設は面形状としての景観が問題となる。また、点施設では対象の外に視点場の移動によってシークェンスが発生するが、線・面景観は対象内を含めた移動によってシークェンスが発生する場合がある。すなわち、対象場内に視点場が存在する場合があることになる。

よって、これらの視対象の見え方の違いから対象を分解した後に、視点場設定を行う必要がある。

点施設については、点施設を中心とした同心円の認知限界の範囲を視点場調査範囲として設定し、その範囲内において、対象を見た場合の設定要件を整理し、視点場を決定していく。それに対して、線・面施設については、それぞれの特定地点を点施設として見た場合については、点施設と同様の方法で視点場を設定していくことができるが、施設の線や面の形状全体を俯瞰または仰瞰して認知する場合については、形状認知からの設定要件を整理した上で、視点場を決定する方法が用いられる。

すなわち、**①「点施設の視点場設定方法」**、**②「線・面施設の視点場設定方法」**、**③「線・面施設の線形・形状からの視点場設定方法」**の３つの視点場設定方法である。

3.2.3 実践編(第4章以降)の解説の流れ

第４章以降の実践編は、視点場設定の流れと視対象の見え方の違いによる視点場設定方法の違いを考慮している。調査レベル・調査手法に応じて、①「点施設の視点場設定方法」、②「線・面施設の視点場設定方法」、③「線・面施設の線形・形状からの視点場設定方法」の３つの設定方法を考慮した解説の流れとなっている。

視点場設定のプロセスに沿って、実践編（第４章から第６章）で具体的な視点場設定の方法を解説する。なお、視対象の３つの見え方の違いによる設定方法を考慮して、【第４章　地図・文献を用いた視点場抽出範囲の設定】において、それぞれ【４．１　点施設の視点場抽出範囲と範囲設定】、【４．２　線・面施設の視点場抽出範囲と範囲設定】、【４．３　線・面施設の線形・形状からの視点場抽出範囲と範囲設定】の３つの項に分けて解説する。

次に、第５章では、【５．１　視点場の抽出・絞り込みについて】【５．２　地図・文献による視点場候補地点の抽出】では３手法に共通した手法として、「チェックシート」を用いた視点場候補地点の抽出手法を解説する。

そして、【５．３　現地調査による視点場の絞り込み】では、【４．１】、【４．２】に共通した技術として、聞き取り調査を踏まえた現地での視点場調査による絞り込み手法を、【５．３　現地調査による線形・形状からの検討のための視点】では、【４．３】に適応した技術として、聞き取り調査を踏まえ、眺望パターン調査を交えた現地調査による絞り込み手法の留意点を解説する。

さらに、第６章では、３手法のとりまとめ共通技術として、総合評価による視点場の絞り込みと住民最終チェックの手法を解説する（図 3-7）。

※なお、「線・面施設の視点場設定方法」と「線・面施設の線形・形状からの視点場設定方法」については、現段階（平成 22 年 3 月）で、技術的根拠が十分ではなく、確立した現場技術として紹介することはできない。よって、参考技術として取り扱うこととする。

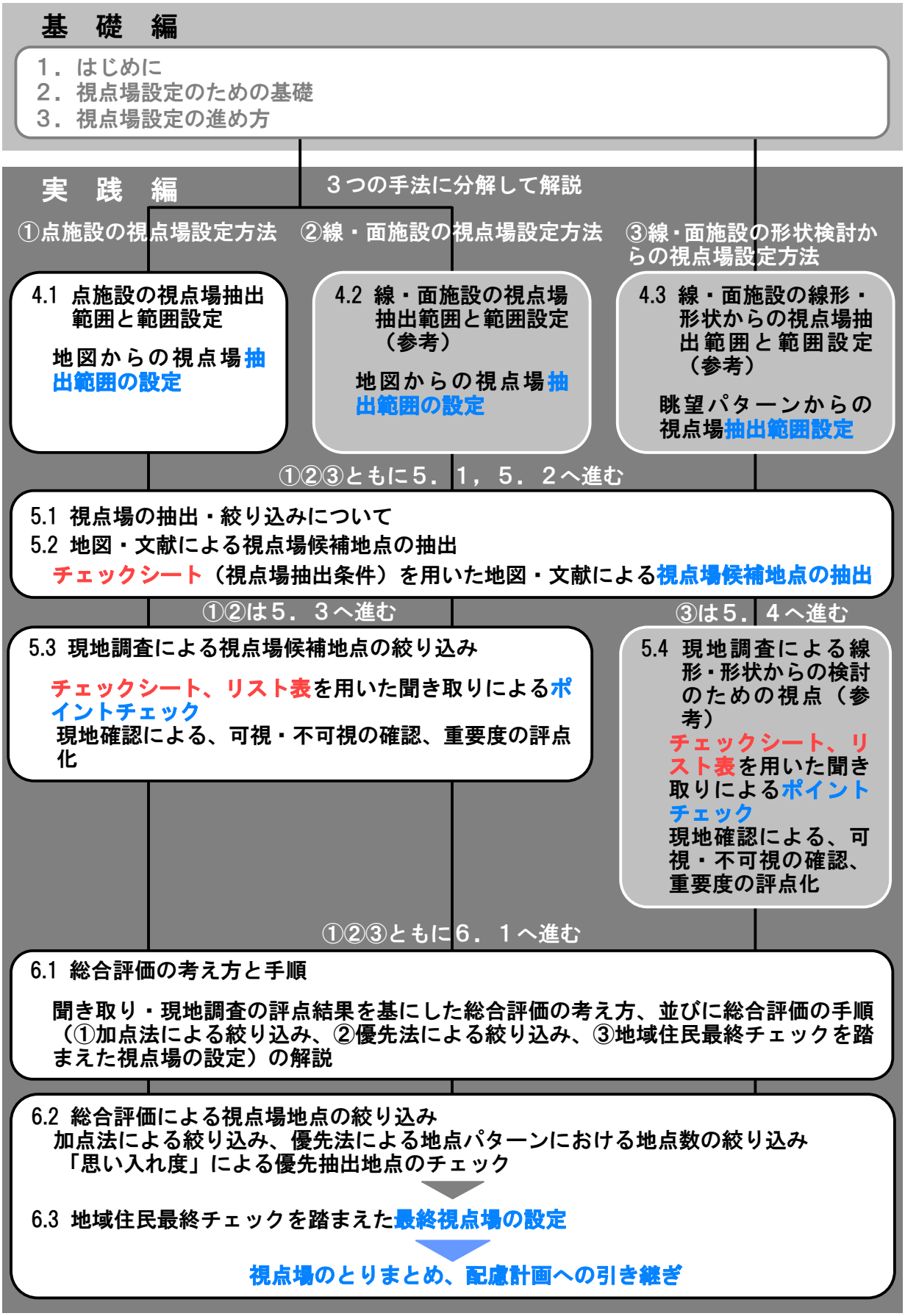

図 3-7 実践編の解説の流れ